

平成27年 第14回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 9月10日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年9月10日

東京都教育委員会第14回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第271号議案及び第272号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 島しょの高校への本土の生徒の進学について
- (2) 平成28年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について
- (3) 平成27年度公私連絡協議会の合意事項について
- (4) 防災ノート「東京防災」について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	竹花豊
委員	乙武洋匡
委員	山口香
委員	遠藤勝裕

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中井敬三
---------	------

次長	松山英幸
----	------

教育監	金子一彦
-----	------

総務部長	堤雅史
------	-----

都立学校教育部長	早川剛生
----------	------

指導部長	伊東哲
------	-----

人事部長	加藤裕之
------	------

福利厚生部長	高畑崇久
--------	------

教育政策担当部長	安部典子
----------	------

教育改革推進担当部長	出張吉訓
------------	------

特別支援教育推進担当部長	松川桂子
--------------	------

指導推進担当部長	鯨岡廣隆
----------	------

人事企画担当部長	粉川貴司
----------	------

特命担当部長	江藤巧
--------	-----

（書記）総務部教育政策課長	岡部渉
---------------	-----

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第14回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係はNHK外8社、合計9社、個人は合計9名から取材・傍聴の申込みがございました。また、NHK外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。取材・傍聴の申込みを許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含め、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際に、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないとといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、木村委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回7月23日開催の第12回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第12回定例会の議事録については、御承認いただきました。

前回8月27日開催の第13回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御

覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第271号議案及び第272号議案については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件については、そのように取り扱います。

報 告

(1) 島しょの高校への本土の生徒の進学について

【教育長】 報告事項(1) 島しょの高校への本土の生徒の進学について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 報告資料(1)を御覧ください。島しょの高校への本土の生徒の進学について、報告します。

都立大島海洋国際高校を除く島しょの高校が6校ございますけれども、これらの高校については生徒数が定員を下回る状況が続いており、生徒同士が切磋琢磨する環境が生まれにくいなどの課題が生じているところでございます。充足率の推移については、上の方に表で載せてございます。

その一方で、現在、都内本土の中学生が島しょの高校を受検しようとする場合の応募資格は、家族ぐるみで島に転居しなければならないという原則がございます。こうした状況を踏まえまして、島しょの生徒に対しては、新しい仲間との出会いを通じて更に成長できる環境を、また、本土の生徒に対しては、恵まれた自然環境にある高校生活の中で成長できる機会を提供したいと考えております。このために、都教育委員会、島しょの各町村、島しょの高校とが連携しまして、居住環境や入学者選抜の方法など、受入れの仕組みの構築に向けて、これまで取り組んでまいったところです。

中ほどの「これまでの経緯」ですが、平成25年7月の島しょ町村長会での説明を皮切りにしまして、これまでの間、各島と各島しょの高校と意見交換、課題整理、また他県の調査などを実施しまして、今年3月、各町村の受入れの意向を確認したところ、

この中で、神津島村は平成28年度から受入れが可能であると前向きな意向を頂いたところですが、これを受けまして、この取組を進めるということで、ニーズを把握する、また、受入先である神津島村の理解を深めていただくという趣旨で、中ほど右側にございますが、8月15日～16日の1泊ですけれども、島しょでの体験ショートステイを企画しまして、中学生とその保護者の方を対象に募集をしましたところ、短い募集期間ではありましたが、5家族、全体で13人の方から応募がございました。生徒の内訳で言いますと、3年生が3人、2年生が2人ということでもございましたけれども、この1泊の体験を通じて、島の高校に入学したいと思う生徒が1人、これまで迷っていたところ、ショートステイがきっかけになって、やはり島に入学してみたいと思うようになったという生徒が3人、まだ迷っている生徒が1人であり、生徒・保護者のニーズが一定程度あるということが確認できました。また、神津島村も受入開始を強く希望しているということですので、この資料の左下にございますとおり、28年度から神津島において、神津島村在住のホストファミリー宅でのホームステイ方式による受入れを開始したいと考えています。

受入れの規模ですけれども、現在、今日時点では若干名とさせていただいてまして、今、島の方と最終的に受入先で何人受け入れるかということを確認して、10月上旬に具体的な人数についてお知らせできると考えています。

選考の方法としまして、一般的な都立高校への入学者選抜に加えて、ホームステイ生徒選考を村の方で別途実施いたしまして、この選考に合格した人が神津高校への応募資格要件となるということ、この後、御説明します入学者選抜の実施要綱の中に定めてまいりたいと考えています。村が実施するホームステイ生徒選考ですけれども、これについても10月上旬に村の方で詳しく公表するという運びになっています。

最後に、右下の「28年度受入開始に向けたスケジュール」ですけれども、今、御説明したように、10月上旬に神津島村での受入れの規模、選考方法の詳細につきまして村の方で公表し、また、東京都の方では、募集人員ということで公表してまいります。神津島村によるホームステイ生徒選考は、年内12月を目途に実施をするということでございまして、その選考の合格者が一般の都立高校の入学者選抜ということで2月に入学者選抜を受けまして、合格した方は来年の4月からということでもございます。こ

の間、島の選考については、都民への広報、学校説明会を実施してまいりたいと思っています。また、神津島村についての受け入れ態勢についても、引き続き島と協議を重ねていきたいと思っています。また、神津島村以外の島の方とも引き続き協議を重ねて、神津島に限らず、他の島でもこういった取組が広がるように協議を重ねていきたいと考えています。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等ございますでしょうか。

【乙武委員】 今の御説明をお聞きしていて、まず一つ確認ですけれども、今回、これは本土に住む生徒の島しょ部の高校への進学ということですが、逆は今のところ認められていないということでしょうか。つまり島しょ部に住む中学生の本土への進学も、これまでの基準どおり、住所がないと受検することはできないという認識でよろしいでしょうか。

【都立学校教育部長】 島の生徒が本土の方ということになりますと、本土に家族と引っ越していただくか、御親族がいらっしゃるといふことで、しかるべき居住先がないということはこれまでと変わらずということですが。

【乙武委員】 私は教員をやっていたので、何人か友人の中には島しょ部に勤務をしていた者もおりまして、共通で話を聞くのは、島しょ部ですと育つと、なかなかいろいろな経験をする機会がなかったり、出会いがなかったり、もちろん、その一環でこういった施策が出てきたとは思いますが、もう少し島に住む子が本土に出て行く機会があれば、彼らの成長に大きく役立つのだけれどもということですが。今のところ、島しょ部の子供たちを本土に進学させるべきかどうか、チャンスの門戸を開くべきかどうかという話合いは行われてはいないのでしょうか。

【都立学校教育部長】 島しょの町村の方の思いとしては、やはり若い世代が本土に出てしまうというよりは、本土から若い世代を呼び込んで、そこで切磋琢磨する関係が生まれて、島の若い世代も島で成長してほしいという思いが強いというふうにとめております。

【乙武委員】 もちろん、今盛んに叫ばれている地方創生というような観点から見ればそのとおりだと思うのですが、あくまで純粋に島に住む子供たちの教育と

いうことを考えたときに、果たしてその答えがベストなのかという議論は、いま一度してもいいのかなと今回の報告を聞いて感じました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【遠藤委員】 今の乙武委員の質問と少し関連しますけれども、逆に、島しょ部全体で27年は高校生402名の在籍ですけれども、例えば26年度も400名強です。この高校生たちの進路ですが、進学なのか就職なのか、卒業したとき、みんなはどうなっているのだろうかというのを、中学生を島しょ部の神津高校に呼び込むのであれば、多分このショートステイに参加した生徒や保護者の疑問ではないでしょうか。あるいは、もう質問して答えを得ているのかもしれないけれども、どういう状況でしょうか。

【都立学校教育部長】 島の高校の進路ですと、四年制の大学にみんなが行けているかということ、決してそういう状況ではないというところではありますけれども、こういったハンディの中で就職の割合が多かったりということもありますけれども、こういった外からの中学生を受け入れることで切磋琢磨^{せつさくたくま}する関係が生まれて、島しょの高校でも、これまでも学力の伸長については一生懸命頑張ってきておりますけれども、更に良い関係になると考えています。地方でも、隠岐の島前高校というところがありまして、廃校寸前だった高校が、全国募集でいろいろな外部からの生徒が入ってくることによって、いまや四大にも通えるほど、学力が非常に伸長したというケースもありますので、最終的には村と高校と一緒に連携しながら行っていきたいという思いはあるということです。

【遠藤委員】 今のお話の中で、中学生の受検資格というのは東京都には限らないわけですか。

【都立学校教育部長】 この受検資格は都内ということです。

【遠藤委員】 そうすると、今お話になった全国募集というのは、将来的には視野には入っているのですか。まず都内でやってみて、それでうまくいけば引き続きということでしょうか。

【都立学校教育部長】 今、全国募集を視野に入れているかということ、いかんとも言えないところですが、まず行ってみて、どういう効果が出ていくのか、これから見定めていきたいと思っております。

【遠藤委員】 この試みは私も非常にいいことだと思っているのですけれども、あるいは御存知かと思いますが、経済同友会の学校との交流活動の中で、特に新島が強い希望が多いのですけれども、毎年、いわゆる経済人による島しょ部の高校生・中学生への社会の在り方、働くことの意味とか、そういうことをお話しする機会を持っています。私も何回かチャレンジしたのですけれども、行くのに調布の飛行場から飛んでいかなければいけないとか、日程が合わなくて行けていないのですけれども、行った経済人の人たちの話を聞くと、皆さん、こういう学校で学ぶというのは非常に意味があるということを感じておられます。

ですから、いろいろな意味でハードルが高いと思いますし、行った子供たちで挫折する子も当然出てくると思うのです。そうしたことのケアも含めて、是非この試みをうまく生かして広げていければいいのではないのでしょうか。他の島も、今、神津が第一に手を挙げているわけですが、なぜ新島は手を挙げなかったのか。新島は同友会に対するアプローチが非常に積極的で、毎年毎年、現実に行っているものですから、他の島にもこれが広がっていけばと思っておられます。御苦労様です。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【木村委員】 本質的な議論ではないかもしれませんが、定員はどのように決まっているのか教えてください。大島の240はじめ、合計1,050ということですね。公私の話し合いのときに、現在在籍している中学校の生徒の数をベースに議論がなされているのだと思いますが、その辺はどうですか。

【都立学校教育部長】 定員については、基本的に1学級40人ということの基本にしまして、それぞれ学校の規模によって、40人を単位に2学級にするか、3学級にするかということで決まっています。

【木村委員】 私の質問は、大島には海洋高校があるから少し議論が難しくなるのですが、1,050人を満たすだけの中学生がいるのか、そういう質問です。

【高等学校教育課長】 各島とも定員を満たすだけの中学生はいない状況で、今後、今の小学生、中学生の動向を見るとそこまで満たさない予定です。しかし、定員は、学級編制基準で決まっています、普通科の場合は1学級40人ということで、そこに常勤の教員を1人配置するというような基準になっていますので、法律と編制基

準から規定を置いているというのが現状でございます。この中で小笠原高校だけ一学年30人ですけれども、これは昭和44年にアメリカから返還されたときに、そのときの人口等を見て20人という枠で当初は設定したのですが、その後、子供の数が増えきて30人となったからです。小笠原だけは特例ですけれども、その他の高校につきましては普通科ですので、1学級40人と設定をさせていただいて、そこに教員が1人入ってくるという形です。

【木村委員】 定員を見直すということはできないのですか。定員としては、どうしてもこの人数を設定しないとだめですか。現実問題、中学生がいないわけですよ。その辺はどうなのでしょう。

【高等学校教育課長】 教員の数を置く根拠の一つしていることになっておりまして、実際、神津高校の例をとらせていただきますと、40人という枠を置いていることによりまして、今、教員が講師を入れて全部で15人おりまして、33人の生徒に対して15人という教員がいるわけですけれども、その編制基準で配置をさせていただいております。

【木村委員】 いずれにしても、実情に合わないのですから、島しょ地区全てについて抜本的に考え直したらどうでしょうか。教育が非効率的になっているような気がします。当然、それだけの教室を保持していなければいけないわけですよ。

【教育長】 全国的に過疎地においては同じ現象が起きているわけですね。40人が一つの単位なので、それを基準に教員の配置がされている。だから、10人以下の生徒であっても、教員は40人と同じという形ですね。そこを減らしてしまうと、教員の数をどうするのかという議論が出てくるということです。

【木村委員】 全体のデザインとして、何か割り切れないものを感じますね。

【都立学校教育部長】 法令の定めとか、いろいろ制約があるかもしれませんが、木村委員の御意見は承らせていただいて、その辺については引き続き検討させていただきたいと思っています。

【教育長】 大島、八丈島などは、そういう面では学級数が多くなっているわけですよ。

【木村委員】 そうですね。

【教育長】 これをもっと減らすというのは、現行制度の中でも可能なような気もします。

【木村委員】 可能だと思いますが。

【高等学校教育課長】 大島高校と八丈高校につきましては、農林科、農業科、園芸科というような別の専門科もございまして、その関係で人数が多くなっております。

【教育長】 今の問題提起については、国の制度との関係もありますけれども、引き続き研究させていただければと思います。

【木村委員】 いつも引く例で恐縮ですが、宮崎県の五ヶ瀬というところは過疎化して大変だったんです。それを、何とかしたいということで、知事と教育長が頑張られて、中等教育学校を設立することを考えられた。文部科学省は反対したのですが、宮崎県の熱意に負けて、実験開発校だったと思いますが、そんな形でスタートさせた。そういう方法もあるわけです。ですから、いろいろなことをトライして良い方法を探すことを考えてはどうでしょうか。五ヶ瀬は非常にいい学校になっています。宮崎県を一県一区にして全寮制になっています。大島高校の改変に際しては、これに近い提案も出されています。是非その辺も含めて将来に向けての検討をお願いしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【高等学校教育課長】 1点補足がございます。先ほど乙武委員から御質問いただきました島から本土への進学ですけれども、確かに保護者と一緒に一家転住していただいて行くというパターンもあるのですが、必ずしもそれもできない状況もあり、また、親族が都内にいらっしゃる子もいらっしゃいますので、島から本土に進学する場合は門戸がもう少し広がってしまっていて、都内に在住する身元引受人がいればいいというように今、制度上はなっております。当然これには成人の親族も含まれるのですが、例えば学生寮の寮長など、身元保証をしてくれる成人の方がいればオーケーということに現状はなっております。

【乙武委員】 ありがとうございます。

【教育長】 それでは、本件につきまして、報告として承らせていただきます。

(2) 平成28年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について

【教育長】 次に、報告事項(2)平成28年度東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目について、説明を都立学校教育部長、お願いします。

【都立学校教育部長】 報告資料(2)を御覧ください。お手元に冊子も用意してございますけれども、報告資料の方で説明をさせていただきます。

平成28年度の東京都立高等学校入学者選抜実施要綱・同細目を決めましたので、その概要についてです。

まず、主な日程ですけれども、既に本年6月、1の表のとおりプレス発表しております。1月下旬から3月下旬にかけて入学者選抜を実施してまいります。詳細な事務の流れにつきましては、お手元の報告資料の2枚目のところに詳細を掲げてございます。後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、実施要綱・同細目に反映しました来春の入学者選抜における主な変更点でございます。先ほど申し上げた島しょの高校への受入れも反映させていただきますが、それ以外に、まず1点目としまして、既に昨年5月、都教育委員会として改善の方針を打ち出しているところですが、平成28年度以降の学力検査に基づく選抜につきましては、高等学校入学時に求められる中学校で身に付けるべき基礎的・基本的な知識・技能や、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を的確に見ることができるように、選抜の方法の改善を図ることとしております。

具体的には、(1)のところがございますが、全日制課程の第一次募集・分割前期募集では、原則、学力検査については国・数・英・社・理の5教科で行います。また、学力検査の得点と調査書点の比率を7対3とします。また、分割後期募集・第二次募集では、国・数・英の3教科として、比率については、6対4とします。そのほか、定時制課程、昼夜間定時制課程、通信制課程につきましても、この表のとおりでございます。

一番下ですけれども、調査書点につきましては、全日制課程、定時制課程、通信制課程全てにおきまして、学力検査を実施する教科の評定は1倍、学力検査を実施しない教科の評定は2倍として算出するとしまして、この内容を実施要綱の中に反映して

いるということでございます。

裏面を御覧ください。2点目として、これまで実施してまいりました特別選考につきましては、今回の学力検査に基づく選抜の改善の趣旨と異なりますので、来春以降は廃止をするということです。

3点目としまして、日本語に十分習熟していない外国籍の方の受検についてですけれども、これまで実施してまいりました共通問題に平仮名のルビを振る措置に加えて、電子辞書を除いた紙の辞書の持込みを国語以外の教科で認めることとしました。また、辞書を持ち込む場合には、教科ごとに10分間、学力検査の時間を延長するという措置を新たに設けることといたします。

また、4点目としまして、採点誤りに関する再発防止・改善策の一環としまして、今週から実施しました答案の本人への開示についてですが、全ての学校で統一的な取扱いとなりますように、その手続を要綱に新たに規定しました。

最後、5点目としまして、在京外国人生徒対象の入学者選抜ですけれども、現在実施している田柄高校、飛鳥高校、国際高校に加えて、新たに竹台高校と南葛飾高校においても実施をするということを盛り込んでございます。なお、在京外国人対象の入学者選抜の募集人員ですけれども、10月に御報告する予定の「平成28年度都立高等学校第一学年生徒募集人員」に定めることとしています。

最後に、実施要綱・同細目の周知に関するの予定ですが、本日、定例会後にプレス発表を予定してございます。また、9月16日、17日、28日には、国公立中学校及び特別支援学校、都立高等学校、区市町村教育委員会を対象とします説明会を実施します。また、10月25日、11月1日、8日ですけれども、中学3年生、その保護者等を対象としまして、例年どおり都立学校等の合同説明会を開催する予定です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見はございますでしょうか。

【乙武委員】 裏面の「特別選考の廃止」というところですが、「中学校で身に付けるべき力を学力検査の得点と調査書点により見る」という基準にはそぐわないから廃止ということですが、これまでも、もちろん中学校で身に付けるべき力を見るというところは変わらなかったと思うのですが、もう少し具体的に、今

回、特別選考が廃止になった理由をお聞かせ願えますでしょうか。

【都立学校教育部長】 まず、今回の入学者選抜の改善の趣旨は、これまで入学者選抜が学校によってかなりフレキシブルにいろいろなやり方をしていた、それが分かりにくくなっていたというところがありまして、まず基本に戻って、中学校で身に付けるべき力を学力検査の得点と調査書点で共通的に見ていこうではないかということで、分かりやすい選考にするというところが今回の改正の大きな趣旨です。

この特別選考というのは、資料の方にも少し説明的に書かせていただいていますけれども、募集人員の8割又は9割までを総合成績の順に合格者として決定しておいて、残りについては、各学校があらかじめ定めた基準で、学校ごとに、例えば学力検査の成績であったり、調査書とか面接であったり、その結果に基づいて、それぞれ学校の特色を出せるような形で選考を行ってきました。それが余りに特色がいろいろな学校であり過ぎて、受検者にとっては逆に分かりにくくなっていたということがあるので今回改正したということで、特別選考を残しておく、この趣旨にそぐわないのではないかということで、今回廃止をしたということです。

【乙武委員】 いつも木村委員がおっしゃっているように、何か新しいことをしたときには必ず検証するべきだと思います。それが良かったのか悪かったのか、それに基づいて継続なのか止めるのかを判断すべきだというのは私も大賛成ですが、もしこれを止めるのだとすると、こうした特別選考において入学した1割から2割の生徒がどのような成長を遂げているのか、若しくは成長していないのか、また、そういったお子さんが1割から2割混じることで、ほかのお子さんに対する影響は、プラスが大きかったのか、マイナスが大きかったのかなど、こういった検証が余りなされないうちに、ただ入学選抜のやり方が分かりづらいう理由が主で止めてしまうというのは、ちょっと承服し難いかなという印象を今抱いております。

【都立学校教育部長】 少し説明が足りなかったところがあるのですが、入学選抜の改善につきましては、外部の識者も入れた委員会を設けまして、その中で御議論いただいて決めてまいりました。その御議論いただく中では、特別選考の効果についても御議論いただいた上で、一定の効果はあったかもしれないけれども、今後引き続き残していくにはやはり問題はあるということがありまして、今回廃止という方

針を委員会の中でも御意見をいただいたところでございます。

【乙武委員】 今すぐでなくて結構ですが、今後、後学のために、その議論の内容を御開示願えますでしょうか。

【都立学校教育部長】 委員会の報告については公開されていますので、また委員の方にもお届けしたいと思います。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

【山口委員】 もしかしたら私が知らないだけなのかもしれないので、外国籍の方の受検についてお伺いしたいのですけれども、先ほど辞書の持込みが国語以外で可能であるということだったのですが、私の感覚では、国語の試験ができるのだったら、そもそもほかの教科で辞書が必要なのかと思って、そのくらいの力があるのだったら辞書は要らないだろうと思って、本当に必要なのは国語ではないかと思ったのですが、外国籍の方に対しての措置として、例えば国語の配点を変えているとか、何かそういう措置があって、あえて国語は辞書を持ち込まずに行うのか、その辺がよく分からなかったので教えていただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 外国籍の方の受検については、日本人の受検される方と公平性をいかに図るかという視点を忘れてはいけないのかなというところがありまして、これも先ほど申し上げた外部の識者の方の委員会の中で御議論いただきながら決めてきたところではあるのですけれども、そういう公平性の観点からすると、外国籍の方の国語について、より試験時間を長くするということは公平性の観点からどうかというところがございます、辞書を持ち込んだ場合の各教科ごとの10分間というのは他の教科と一緒にございまして、例えば国語だけ20分にするとかという御議論はありませんでした。

国語について辞書を認めないというところですが、国語の学力検査の中には、例えば漢字の読みというところが試験の中に出てくるということもありますので、そこで辞書を持ち込んでしまうと答えを見付けられるということも出てきてしまいますし、国語で辞書を認めるというのは、いろいろ弊害が大きいということで、国語については辞書の持込みは不可ということです。

【山口委員】 分かりました。しかし、外国籍の方の基準というか、これからグロ

ーバルな社会になっていく中で、子供たちにいかにそういう環境を与えて教育しているかという中で、外国籍の方でも入学しやすい環境を作っていくことも重要だと思うのです。また、外国籍といっても、日本で生まれて、日本で育った外国籍の方と、親の都合で数年間、日本にいて、日本の高校を目指したいという子とは少し違うと思うのですけれども、そのあたりは少し丁寧にやっていかないといけないのではないかと思います。せっかく環境的には東京というところは外国籍の方も多くて、そういった人たちとこの時期を共に学ぶ環境を作っていくということは非常に重要なことだと思うのですけれども、そこに対して、公平性というところでは確かにそうなのですが、帰国子女の入試などは、それを越えてでもそういう環境を与えたいという趣旨だと思います。そのあたりはもう少し丁寧にやってあげると、そんなに数は多くないと思いますから、学校という中でももう少しいろいろな文化的な交流ができる環境ができると思うのですけれども、是非検討していただきたいと思います。

【都立学校教育部長】　　今回はこういう形で改正をしますけれども、これでフィックスということではなくて、この効果についてもしっかり検証して、より改善しなくてはいけないというところがございますら、最初に申し上げた公平性の観点は忘れてはいけないところですが、その中で実施できることがあれば、引き続き検討していきたいというスタンスで臨んでいきたいと思っています。これについては、外部の識者の検討委員会の中でもそういう御意見も出てきております。

【乙武委員】　　今の山口委員の御質問に関連して、私も2点お聞きしたいのですが、「日本語に十分習熟していない外国籍の者」とあるのですが、確かに、今、山口委員がおっしゃっていたように、国籍は確かに海外だけれども、ずっと日本で暮らしているので日本語がペラペラという外国籍の受検生もいると思うのです。その方々はこの枠で受検できてしまうのか、それとも事前に本当に日本語が十分習熟できていないのかどうかを何かはかるような機会を設けるのかどうかというのが1点目です。

2点目は、その逆で、国籍は日本だけれども、両親の仕事の都合か何かでずっと海外で暮らしていて、いよいよ帰国するに当たって高校を受検したいということで、国籍は日本だけれども、日本語に十分習熟していないというケースはこれに当てはめられるのかどうなのか、その2点をお伺いできればと思います。

【都立学校教育部長】 まず1点目の御質問についてですけれども、海外から日本に來られて、在日の期間が少ない方については、3年以内ということですが、まず一番下の今回の見直しのところで「在京外国人生徒対象の入学者選抜」とありますけれども、学力試験ではなくて、作文と面接によって入学者選抜をする在京外国人生徒の枠を設けてございます。この枠自体を、これから先についても引き続き検討していくということです。しかし、これも倍率が1倍を超えているということもございまして、どうしてもここではなくて、一般の学力検査の方で受けるという方もいらっしゃると思いますので、そこについては、外国籍の特別な措置を講じていくということもございまして。

【入学選抜担当課長】 今御説明しましたのは、在京外国人生徒対象の入学者選抜特別枠というものの、それと、今お話がありました一般の学力検査の方では外国籍を有している者、入国後の在日期間が入学日現在、原則で3年以内の者ということもございまして、それが1点目です。

2点目でもございました日本国籍ではあるけれども、日本語の習熟が十分でないという生徒の数はもちろんあります。今現在、都立高校の方では、「外国籍を有し」というところで外国籍の受検者に対する特別措置を設けていますが、日本語の習熟が十分でない日本国籍の生徒に対する措置は特段設けておりません。しかし、海外帰国生徒については、海外帰国生徒対象枠というものを設けていまして、そちらの方で別の選抜を行う機会を設けてございます。

【乙武委員】 今の制度は、都立国際高校はお聞きしたことがあるのですが、それ以外にもそういった枠があるのでしょうか。

【入学選抜担当課長】 海外帰国生徒対象の選抜につきましては、今お話がありました国際高校以外に、三田高校、竹早高校、日野台高校、この4校で4月入学生徒の選抜と、あと日本に戻ってくる時期もございまして、同じく9月入学制度ということで、その時期から入ることができる現地校の出身者対象の選抜も合わせてこの4校で行ってございます。

【乙武委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょう。

【竹花委員】 都立高校の入学者選抜に関しては、この間、推薦による選抜を含めて、様々な議論が教育委員会でなされて、今回、学力による入学者選抜についても、その検討を踏まえた新しい仕組み、内容で実施をすることと相なったわけです。この間、入学者選抜についての議論は、推薦に基づく選抜から始まっているわけですが、長い間、これまでのシステムを続けていく中で生じてきた様々な弊害を改善する必要があるのではないかということから、真剣な議論が行われて、推薦に基づく選抜はそもそもなくてもいいのではないかとということも議論がなされたわけです。それらの議論の中で、推薦に基づく選抜は残しながら、しかし、より合理的なものにし、現在、教育に求められている子供たちの学力の向上、とりわけ中学校における教育の在り方について、問題だと我々が考えている点について、この推薦に基づく選抜制度の中身を見直すことによって改善の方向に導こうと、そういう趣旨の下に大きな改善もなされてきたと承知をしています。

また、有識者のいろいろな検討も経て、学力に基づく入学者選抜についても、これまでの各高校に少し委ねていた部分を、東京都教育委員会として考え方を示し、都立高校としてこうあるべきだという姿を実現しようということで、今回のものになったというふうに思っています。この間の様々な教育委員会における議論を踏まえたものとして、これでやっていければいいというふうに思うところです。

一方で、今、乙武委員から話がありましたけれども、こうした選抜に関する方法については簡単には変えられないものでもあります。それは、受検者がいますので、何年か先にどうするかという話だろうとは思いますが、新しくした仕組みについての問題点、それから、更に改善点があるかどうかといったことについては、今後も更に教育委員会で議論がなされることが重要であると思っておりますので、その点よろしくお願いします。

また、少し形式的なことになりますけれども、8年もやっていて、こんなことを今頃言うのも恐縮ですが、これは報告事項で、教育委員会の決定事項ではないのですが、非常に重要な事項ですが、これはどういう根拠でそうになっていますか。

【次長】 規則の中で、入学選抜の大綱については規則で定められているのですが、内容の詳細については教育長が定めると規則の中に明記してございます。

【竹花委員】 次長のおっしゃるとおりで、18条に「委任」という規定があります。この規定にかかわらず、教育委員会において、この中身についてしっかりと議論がなされてきたということは私は非常に正しいやり方だと思いますので、今後ともこの点よろしくお願ひしたいと存じます。

それから、1点苦言ですけれども、プレス発表はこの教育委員会の報告後に行うとなっているけれども、どこかの新聞にこの中身が出ていたと思いますが、いかがですか。

【都立学校教育部長】 朝日新聞のものは、この中身というよりは、前に公表しました入学者選抜の検討委員会の報告書に基づいて、後追い取材というところで、たまたまタイミングが今日になってしまったということでありまして、今日の情報が事前に漏れてしまったということではないです。

【竹花委員】 分かりました。そこら辺のマスコミの関係は、これは非常にたくさんの方々の生徒・保護者の方々の関心事項ですので、よろしく対処をお願ひしたいと存じます。以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

では、よろしければ、本件につきまして、報告として承りました。

(3) 平成27年度公私連絡協議会の合意事項について

【教育長】 次に、報告事項(3)平成27年度公私連絡協議会の合意事項について、説明を都立学校教育部長、お願ひします。

【都立学校教育部長】 報告資料(3)平成27年度公私連絡協議会の合意事項について、報告します。

昨年の9月に合意しました平成27年度から31年度までを計画期間とします第四次中期計画で定めた計画進学率、また、公私分担率を基本としまして、これまで協議を重ねてまいりましたけれども、去る9月3日に開催しました公私連絡協議会におきまして、東京都と東京私立中学高等学校協会との間で、都内公立中学校の卒業生についての都立高校と私立高校の受入れに係る平成28年度の就学計画について、下記のとおり

合意をしました。

受入枠についてですけれども、第四次中期計画で定めたとおり、進学率を96パーセント、都立高校及び私立高校の分担率を59.6対40.4としまして、下の表にありますとおり、平成28年度においては都立高校で4万2,300人、私立高校で2万8,800人の受入れを行うということで協議が整いました。

別紙を御覧ください。平成28年度は、都内の公立中高一貫教育校の3年生を除いた公立中学校の卒業生数は7万8,167人ということで、昨年より746人の増となっております。これに計画進学率96パーセントを乗じた進学者ということで7万5,100人としています。この数字から、国立、他県の高校、高等専門学校の方へ進学する方4,000人を除いて、7万1,100人について公私分担率で按分^{あんぶん}をして、都内の私立高校については40.4パーセントの2万8,800人、昨年より200人の増。都立高校については、59.6パーセント、4万2,300人、昨年より300人の増となったところでございます。

1ページ目にお戻りください。この受入分担を確実に履行するため、(2)のAからオに掲げています昨年計画と同様の申合せ事項を今回も定めてございます。

裏面を御覧ください。入学者選抜に関します日程、選抜方法につきましても、2の(1)から(6)までの昨年計画と同様の内容で合意をしているところでございます。

今後の予定ですけれども、この就学計画の都立高校受入れ分の数字に私立中学から都立高校への進学者数を加えるなどの調整を行いまして、募集人員総体を確定しまして、各学校の募集人員をこの後決定をしていきたいと思っています。その結果につきましては、10月上旬の定例会に議案として提出する予定でございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

【竹花委員】 これも長い間やっていて、こんなことを今お聞きするのも恐縮ですけれども、計画進学率があるわけですが、都立・公立の実際に進学をした実績を教えてください。もしよろしければ、私が事務方からもらった数字を私が説明していいですが、大丈夫ですか。

【都立学校教育部長】 平成27年度でいきますと、都立高校が4万2,000人の計画であったところ、実績としては4万2,975人でした。それから、都内の私立高校につ

いては、2万8,600人が計画の数字でございましたけれども、2万5,569人が実績ということでございます。

【竹花委員】 ありがとうございます。都立は計画を上回った採用をしているが、私学については計画を下回った入学にとどまっています。私が事前に事務方から説明を受けたところによれば、この率は89.4パーセントですけれども、例えば22年は83.8パーセントにすぎないという状況だと聞いています。私学の方に計画どおりの生徒が集まらないという理由は何かあるのでしょうか。

【都立学校教育部長】 先ほど竹花委員がおっしゃられた数字は、22年度が私学の方が実績率で言うと83.8パーセントということですが、一つ大きなポイントとしましては、授業料の補助について、この間、都立の方は不徴収ということがございましたけれども、私学の方はそれがなかったということもありまして、なかなか私学の方に人が集まりにくい状況がありました。しかし、平成26年度から都立・私学とも就学支援制度が入りましたし、また、私学の方は、所得の低い方についてはその額も増えるということで、公私格差の面でも国の制度設計の中で少し配慮がされたということもありまして、そういった環境も整ってきたこともあって、22年度が83.8パーセントだったところが、ここのところに来て、27年度で言うと89.4パーセントということで、私学の方にも大分入りやすい環境になってきました。また、私立高校の方でも生徒の募集に対してだいぶ積極的に行っています。これは公私協調で、都立高校の説明会の中でも私立高校の授業料について補助がありますということの周知をこちらの方でもやっていくというようなことを、この協議事項の中にも含まれていますが、そういう双方の努力の中で、まだまだ100パーセントには満たないですけれども、私学の方もそういった努力の跡は見られるところでございます。

【竹花委員】 ありがとうございます。しかし、かねてからこの都立と私立の計画については、その在り方について様々な角度から疑問を呈してきたのですけれども、私が懸念するのは、私学の方の計画との約束で、都立の入学枠を定めて、各高校の受入人数を決めていきます。そのために、本来ならばもっと都立に行きたいはずのところ、枠が狭いためにあふれるということが生じているのではないのでしょうか。もっとも、私学もたくさんやってきて、生徒がたくさん来るのにという状況であれば別で

すが、現在は授業料についても同様の条件になっているにもかかわらず、27年度は9割程度だということであれば、やはり都立の入学枠を最初から少し多めに取ることが、生徒たちにとって有利なことではないかというふうに普通は考えられるのですけれども、既に公私の関係については、何年間の約束ができていたのですか。

【都立学校教育部長】 5年間です。

【竹花委員】 それは、いつまででしたか。

【都立学校教育部長】 平成31年度までです。

【竹花委員】 そこは既に約束があろうかと思えますけれども、そういう問題があるということをおそらく私学の側も十分承知しているはずですが、もちろん私学には私学でいいところがあるわけですから、私は私学が少なければいいと申し上げているわけではありませんけれども、やはり受ける生徒たちの入学の枠を狭める結果に都立と私立の約束が機能しているとすれば、それは本末転倒だと思います。そういう点で、最終的には都立高校に予定を上回る人数を採用せざるを得ない状況があります。生徒たちにしてみると、これは最初の一次試験で受かるのではなくて、一次は落ちたけれども、その後プラス何らかの形で追加募集があったりして増えているという形で、そういう意味では、少しマイナーな気分で入学している方もおられるのではないかと思います。そうした点について、公私の約束が31年度までであるにしても、私立側とこういう実態に基づいてしっかりと議論をするということも視野に置いて、運用をお願いしたいと存じます。これを知ったのが今だということも何とも忸怩たる思いですけれども、気が付いた段階でありますので、お願い申し上げたいと存じます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、本件につきましては、報告として承りました。

(4) 防災ノート「東京防災」について

【教育長】 次に、報告事項(4)防災ノート「東京防災」について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 それでは、よろしく申し上げます。報告資料(4)防災ノート「東

京防災」についてを御覧ください。

防災ノート「東京防災」は、お手元に配布させていただいています黄色い冊子、「防災ブック」を基に作ったものです。この「防災ブック」につきましては、昨年度
の都議会で舂添知事から、一家に一冊は常備される防災指針の冊子を作成するといっ
た方針を明らかにしたものでして、都の総務局の方で作っています。この9月1日か
ら都内の全家庭に配布をしているものでございます。

「防災ノート」の方ですけれども、こちらは「防災ブック」を受けて、学校でも家
庭でも、児童・生徒が主体的に防災について調べ、考え、家族と一緒に行動、これを
防災アクションと私どもは呼んでいますけれども、こういったことができるような教
材ということで、小学校の低学年用と高学年用、それから中学生、高校生というこ
とで、4種類、発達段階に応じたパターンを用意させていただいているということ
です。この「防災ノート」を使いまして、学校と家庭が一体となった防災教育、学校で学ん
だことを子供が家庭に持ち帰って、親と一緒に家庭で話し合う。そういうことを通し
て、防災に関する意識を高めるということが狙いでございます。

「防災ノート」の特徴ですけれども、2番に書いてございます。4冊全ての同じと
ころにそれぞれ黄色い付箋を貼らせていただいておりますけれども、特徴としまし
ては、例えば防災に関する課題について、児童・生徒に問いかける形になっています。
これは、例えば小学生の低学年用のものであれば、左側のページの上のところに、家
にいたときに大地震が起きたらどうしますかという、こういうような問い掛けでござ
います。

それから、2番目の特徴としましては、調べて分かったことですか、あるいはク
ラスで話し合ったこと、あるいは家族で話し合ったこと、こういったことをまとめる
ような欄を設けてあるということです。

それから、3番目の特色としましては、学習したことを振り返ってチェックする
というような振り返りがしっかりできるような、そういったものでございます。

それから、このページではないのですが、例えば小学校低学年用であれば、
17ページ辺りを開いていただきますと、防災体験ができるところに行ってみましょ
うということで、体験活動ができるようなところを紹介しています。このようにして各

学校で「防災ノート」の特徴を生かして使っていただくことを狙っています。

この「防災ノート」については、例えば教科の指導の中で使えるようにしております。例えば小学校においては、生活科の学習の中で言いますと、青い付箋のところに書いてありますけれども、生活科では通学路のことを学ぶのですが、通学路の中で危険なところはどこなのか、そういったことを学べるような部分もございます。また、小学校の高学年のところでは、ちょうど今、自然災害が多く発生しておりますけれども、家の外にいたときの状況、自然災害との関係で社会科の学習との関連があります。さらに、中学校用では、大雨や台風による風水害が発生したときにどうするかというところで理科の学習との関連がございます。高校の方は、応急処置ということで保健体育科との関連を図れるような構造にてしております。そのほか、特別活動や日常的な指導においても、この「防災ノート」を使って様々な学びができるような取組を学校ができるように用意したところでございます。この「防災ノート」については、いわゆる「つかむ」、「しらべる」、「まとめる」というような構造で、問題解決学習の基本的なプロセスを基にして、子供たちがしっかりと主体的に学べるような方法で、まず学校で学び、それを家庭の中で親子で話し合うことができるように工夫しています。こういったことを通して、各家庭それぞれの防災アクションというものを考えられるような仕組みにしております。

最後に、一番後ろの方に、防災アクションを振り返ってということで、1年間の学びの中で、家の人と一緒にできた防災アクションについて振り返ります。学びについては、必ず振り返りが大事だということでございますので、こうしたチェックシートも用意しているということです。各学校において、安全教育の一環として、「防災ノート」を活用して子供たちに防災意識、防災アクションができるような指導を進めるよう徹底してまいりたいと思っております。

説明は以上です。

【教育長】 本件につきまして、御質問、御意見ございますか。

【遠藤委員】 ありがとうございます。今まで何もなかった状況の中から見ますと、非常にいいことだと思うのですが、私、事前にいただきまして全部読みました。それで、不十分ではないか、あるいは、疑問に思うところにこれだけ付箋が付

いているんです。それはなぜかという、私は体験者なんです。災害対応というのは、体験者が何に困ったかということに基づいてきちんとしてやらなければいけないのです。東日本大震災の後、私、『くらしの防災手帳』という本を書きました。これは阪神大震災で個人として、職業人として何に困ったのか、あるいは学校の避難所を体験し、そういう中で、何に困ったのかということを書いたものを青森の新聞社に2年間連載したものです。ですから、私の経験からいきますと、100人の評論家の議論よりも、10人のお年寄りや子供の体験の話を書く方が有効だというのが災害体験のベースにあります。

これを全部読みますと、非常によくできています。しかし、御存知のように、私は10年くらい前から、この間、NHK スペシャルにも出ていた河田先生と一緒に、防災未来センターというところで研修の講師をしているのですが、そこでは、阪神のような大震災を体験してしまいますと、防災という概念はもう通用しないのです。災害は防げないのです。ですから、災害の結果、起こることについて被害を減らそうという発想が大事になります。「防災から減災へ」ということを取組の中心テーマにしてきたのです。東日本大震災の後、国の防災会議、中央防災会議でも、もう防災という概念はやめましようとなっています。ですから、東日本大震災では「防災から減災へ」となっているのです。したがって、この中では、残念ながらトータルで見ますと防災という思想で書かれているのがたくさんあるのです。ですから、もっと減災という言葉で、子供たちに対しても指導してほしいです。とにかく防ぐために、家具を固定するとか、いろいろなことがここに書いてありますが、これはハード防災というものです。減災というのは、ハード防災プラス知識や訓練などのソフトなのです。ハードとソフトの組合せの総合的なものが減災ということなので、そういう観点で、せっかくいいものを作られたので、先生たちにもそういう指導をしていかれたらいいと思います。

それから、高校生部門ですけれども、災害体験のできる場所に行ってみようという、後ろ向きというか、やや第三者的なものではなくて、行くべきだと書いてほしいです。大災害のとき、中学生、高校生が本当に活躍してもらわなければ困るし、現実にはしているんです。したがって、神戸の人と防災未来センターには、西日本の小・中・高校生はほとんど行っています。私、そこで防災センターの人に「東京はどうで

すか」と聞いたら、ほとんど来ないと言っていました。前もどなたかにお話ししたと思うのですが、私がたまたま講師で行ったときに、「遠藤さん、都立高校生が来ているよ」と言われ、「どこですか」と聞いたところ、「小平高校と練馬高校が今日は来ている」ということでした。御存知のように、南海トラフの連動というのが想定されているので、西日本の場合は、ほとんど義務付けているんです。

先週の土曜日でしたか、NHKスペシャルでやっていたのは、首都直下を想定して、いかに被害を減らすかということで、河田先生と群馬大学の片田先生が話をしておられました。ですから、訓練の大切さを私はすばらしいと思ったんです。今までなかったですね。これができたら、これをもっと生かして、先生に対する指導をしてほしいです。それから、神戸のときには、避難所にピーク時で40万人いたのですけれども、そのうち7割が公立学校です。公立学校の避難所の場合には、あらかじめ指定されている指定避難所と、緊急時に応急で決める避難所と分かれて、指定避難所の場合には、先生方が休日でも学校の鍵をどうするのかなど考えています。私が住んでいるところでは、私、町内会の役員をしているものですから、学校の防災倉庫の鍵を預かっています。それはなぜかというと、休日であったり、夜間であったり、指定避難所だと、そこに町の人、子供たちを連れて行かなければいけないのです。ですから、具体的に何をしなければいけないのかということ、それがソフトなのです。

先立って、私、釜石商工高校というところの授業に行ったのですけれども、そこで釜石の人に、「すごいですね。釜石の奇跡で、釜石の子供たちは犠牲者ゼロでしたね」と言ったら怒られました。「遠藤さん、何を言っているんですか。奇跡でも何でもない、当たり前のことです」と。なぜかというと、釜石の小・中学校は、片田先生の指導でずっと避難訓練をやっていました。それで、“津波てんでんこ”でもって、とにかく親のことや家に帰るとか、そういうことを考えずにとにかく逃げます。その訓練をしょっちゅうやっていました。したがって、釜石では犠牲者がゼロなのです。しかし、残念ながら、親兄弟とか、近所の人とか、家にいた人たちは相当犠牲になりました。ですから、子供だけ残ったというケースも非常にあるのです。しかし、子供が残っただけでも釜石の奇跡と言われていたのですけれども、その成果は訓練によるものです。ですから、せっかくこういうものができて、私、トータルとしては非常に

いいものだと思いますので、これを生かす形で、先生がどれだけ真面目にこれを受けとめているかが大事です。先生方が、このようなものが教育庁から送ってきたけれども、136万部配ったけれども、学校の教科を教えるのに忙しくて、やってられないというような態度では、本当に犠牲が出ると思うのです。ですから、これを生かすということを是非考えていただければと思います。非常にいいものだと思いますので、よろしくをお願いします。

【指導部長】 ありがとうございます。都教育委員会としましては、これまでも「地震と安全」とか、あるいは「3・11を忘れない」とか、防災に関する教材等は作ってきました。今回は「東京防災」というものに準拠したものを作ったわけですが、毎年、改訂をしていくようにしていますので、今、遠藤委員から御指摘いただいたことをよく踏まえまして、来年の新1年生などに配るために作り直しますので、部分改訂等をしていく上で、十分御意見を頂いて改正をしていきたいと思っております。

【遠藤委員】 しつこいようですけれども、これを読んでいまして、通学路の安全などと小学校、中学校で出てきますね。そうすると、どうしても学校選択制の壁に引っ掛かってしまうのです。学校選択制のところこんなことを書いていても非現実的じゃないかという思いがあります。でも、それは別として、トータルとしては非常にいいと思いますので、ここを生かすためにも、やはり学校と家は近くになればいけないというのが信念でございます。

【竹花委員】 これは指導部がお作りになったけれども、このノートをどういうふうに都立学校で使うということを検討しておられますか。

【指導部長】 都立高校においても、先ほど少しお話ししたように、教科の時間で使える部分もありますし、後はホームルームとか、あるいは生徒会活動等の中で活用できる部分もあろうかと思っておりますので、そういったところで生かせるように、学校の先生方に指導していきたいと思っております。

【竹花委員】 大事なことです。遠藤委員がおっしゃるように、少なくとも都立学校については、中・高とも東京都教育委員会が管理する学校ですので、やらせたらいいと思うのです。今の言い方では学校任せですよ。そういうやり方が、教育委員会がいろいろな資料をたくさん作っても、生かされないまま、ほこりにまみれている

かどうか分からないけれども、学校に行けば棚ざらしになっているという状況はあると思います。そういう点を解決しなければ、いかにいいものを作っても子供たちに伝わらないわけですから、やっていることにならないということを指導部におかれてはよくお考えの上、少なくとも都立の学校については、自分たちでやれるわけですから、その範を示しつつ、区市町村の教育委員会に対して、もっと踏み込んだ指導をされていた方がよいと思います。これが先般の総合教育会議でも話題になりましたけれども、区市町村の教育委員会とどう連携を図っていくのかということがこれからの課題だということをお知らせされましたけれども、区市町村の教育委員会に配ればおしまい、あとは、どう使っているかはどうぞやってくださいという今までのスタンスをどう乗り越えるのかということが課題だと思います。防災の話は、そういう意味ではその取っ掛かりになる、やりやすい課題だと思いますので、是非ともそういう点も御配慮いただいて、誰が東京都の各部局の中で責任を持つのかということをはっきりしないという組織的な問題もあるように思いますけれども、そうした点をしっかりと御検討をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【木村委員】 一つよろしいですか。防災の話ですが、以前、東京消防庁の方と空からヘリコプターで防災拠点を見て回ったことがあります。都立高校はほとんど防災拠点として指定されていると伺ったように記憶していますが、そのとおりでしょうか。

【次長】 避難所として指定されているのは、大体7割から8割くらいです。

【木村委員】 一校一校全部見て回ったのですが、確か70～80パーセント位だったという記憶があったので伺いました。どうもありがとうございました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、今、各委員からお話のあった件をしっかりと受けとめて、実施に移らせていただきたいと思います。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

10月8日(木) 午前9時30分

教育委員会室

【教育長】 教育政策課長、今後の日程についてお願いします。

【教育政策課長】 今後の日程について、9月24日は現在案件がありません。次回定例会は、10月8日木曜日、午前9時30分より教育委員会室で開催します。

以上です。

【教育長】 ただいま説明がありましたとおり、9月24日は現在のところ議題等はない模様です。この場で、9月24日の教育委員会は開催しないこととしたいと存じますが、よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、9月24日の教育委員会は開催しないことといたします。

日程その他で何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時25分)